

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4か月以内に、市に意見書を提出することができます。

2023年（令和5年）12月8日

福山市長 枝 広 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ハローズ南駅家店

所在地 福山市駅家町大字万能倉1115番地4外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	福山市南蔵王町六丁目26番7号
有限会社フクちゃんフーズ	取締役 邵 恵江	岡山市北区青江一丁目23番9号

(変更後)

名 称	代表者	住 所
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	福山市南蔵王町六丁目26番7号
ニッケアウデオSAD株式会社	代表取締役 中谷 恒史	大阪府中央区安土町三丁目5-6 ナカヒロビル6階

3 変更の年月日

(1) ニッケアウデオSAD株式会社の入店

2016年（平成28年）10月5日

(2) 有限会社フクちゃんフーズの退店

2020年（令和2年）7月31日

4 変更する理由

小売業者の入退店のため

5 届出年月日

2023年（令和5年）11月29日

6 縦覧場所及び縦覧期間

（1）縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

（2）縦覧期間

2023年（令和5年）12月8日から2024年（令和6年）4月8日まで

7 意見書の提出

（1）提出期限

2024年（令和6年）4月8日

（2）提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課